

議案第20号

令和4年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針について

令和4年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針を定めることについて、次のとおり提案する。

令和3年5月27日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

令和4年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針を定めるため、この議案を提出するものである。

2 採択方針案

別紙のとおり。

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(1)～(5) ー略ー

(6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

(7)～(19) ー略ー

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一略一）第25条第1項の規

定に基づき、東広島市教育委員会（一略）の権限に属する事務のうち、法第25条第2項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。

(1)～(6) 一略一

(7) 教科用図書採択に関する事。

(8)～(14) 一略一

令和3年5月27日

令和4年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針

東広島市教育委員会

1 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法（平成18年法律第120号）や学校教育法（昭和22年法律第26号）で明確に示された教育の理念や目標及び小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）、中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）に示された各教科の目標や内容等に則り、広島県教育委員会の指導・助言のもと、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

2 適正かつ公正な採択の確保

教科用図書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期す。

3 開かれた採択の推進

次の事項について、採択後、公表する。

- (1) 採択結果及び採択理由
- (2) 調査研究報告書
- (3) 教育委員会会議の議事録
- (4) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

4 手続等

(1) 小学校用教科用図書について

令和3年度においては、令和2年度と同一の教科書を採択する。

(2) 中学校用教科用図書について

ア 令和3年度においては、令和2年度と同一の教科書を採択する。

イ 新たに発行されることになった教科書（社会：歴史的分野）について、教育委員会は、教科用図書の調査研究及び選定に関する事項について、小中学校教科用図書採択に係る選定委員会（以下「選定委員会」とする。）に諮問し、選定委員会からの答申を受ける。

ウ イの答申を受け、教育委員会は、教育委員会会議において教科用図書を採択する。

(3) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について

ア 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「一般図書」という。）の

使用は、小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合において、検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書を使用することが適当でないときに限られる。したがって、文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、児童生徒の実情に合わせて採択を行う。

イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を種目ごとに選定し、選定理由書を教育委員会に提出する。

ウ イの選定理由書を受け、教育委員会は、教育委員会会議において教科用図書を採択する。

(4) 採択の時期について

採択は、令和3年8月31日までにを行うものとする。